

海外における同時市場の検証に関する
調査委託
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2025年5月

1. 件名

海外における同時市場の検証に関する調査委託

2. 目的

- ・「日本全国として再生可能エネルギーの最大限の導入により再生可能エネルギーの市場統合が進み、需給運用上の不確実性が拡大する中でも、安定的かつ持続可能な形で日本全国で最適運用が可能な需給運用・市場システム」を将来の目指すべき姿とし、安定供給のための電源起動とメリットオーダーの追求の観点から、供給力、調整力にかかわらず全ての電力を同時に約定させる仕組みの市場等（以下「同時市場」という。）について、詳細な検討を行う「同時市場の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置された。
- ・2023年2月以降12回にわたり、同時市場の在り方等についての議論を行い、2024年11月に中間取りまとめを公表した。2025年2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、その導入に向けて本格的に検討を深めていくとの政府方針が示され、検討会においても、議論を再開し、同時市場の導入に向けた検討を本格的に行っていくこととしている。
- ・同時市場の検討にあたっては、SCUC・SCED ロジックを導入している海外の市場制度の仕組みが参考となるため、海外情報の収集能力を有する者の協力（委託調査）を得て、調査する。

3. 委託業務

（1）業務の内容

受託者は下記の業務を行うこと。なお、調査に当たっては、事実のみではなく、そこに至る背景や考え方も含めて海外の知見を深く収集するため、デスクトップリサーチにとどまらず、海外ヒアリングも実施するものとする。また、下記以外でも、検討会の議論の進展により生じた調査事項についても、デスクトップリサーチなど可能な範囲で対応するものとする。

① Two-schedule と Two Settlement の両立

カナダ IESO の Two-schedule system について Two Settlement との両立（異なる時間帯の市場の仕組み）に関する検討内容や Two-schedule system 及びそれ以前の時間帯における $\Delta kW \cdot kWh$ のそれぞれの取り扱いを調査

② NYISO の Pass1～5 の詳細な内容調査

NYISO の約定価格と約定電源等の決定プロセスである Pass 1～5 がどのような関係性となっており、どのように組み合わせて処理しているかを調査

③ 揚水・蓄電池の取扱い

PJM 以外の他 ISO においてはどのような取り扱いがあるかという点や、大規

模リソースでない充放電リソース（蓄電池等）はどのように取り扱っているかを調査

④ 変動性再エネの取扱い

米国を中心に再エネ増加による同時最適ロジック内での課題や混雑時に出力抑制を行う仕組みがあるかどうか、再エネなどの優遇制度があればその取扱いで特別なものがあるかどうかを調査

⑤ 増加する BTM における DER への対応

中期的/長期的な BTM における DER への対応についてどのように情報を把握し、指令することとしているか調査

⑥ 市場支配力行使への対応

米国 ISO の市場支配力行使有無の具体的な判定手法や確認主体を調査

⑦ ΔkW のパフォーマンスに応じた評価

米国 ISO の ΔkW のパフォーマンス評価手法とその約定および精算の仕組みを調査

(2) 進捗管理

受託者の主任者は進捗状況を把握し、予定と実績、課題と対応状況をまとめ、本機関に報告すること。また、工程・品質・課題他の状況を把握し、問題が発生している場合は、都度、内容と改善提案について本機関に報告すること。なお、報告は2週間に1回程度、メールまたは要すればWEB会議とし、使用する言語は日本語とする。

作業遅延及び外的な要因により予定の見直しが必要となった場合は、都度、本機関に報告、調整を行うこと。

(3) 資料作成・提出

受託者は本業務実施に際して、本機関の課題を十分に理解した上で、調査・報告すること。

受託者は以下の資料を作成・提出すること。電子データ（Word, Excel, PowerPoint, PDF 等）での提出を基本とし、使用する言語は、日本語とする。

実施計画書：作業着手前

最終報告書：契約期間終了頃（予定）まで

（報告書は、進捗報告にて素案の事前確認を受けたうえで、提出すること）

なお、業務実施期間中に本機関から指示があった場合は、速やかに指定された情報を提出することとする。

本機関に提出する情報（報告書含む）は、必ず情報ソースを明記し、バックデータも

含めて提出すること。

(4) 業務場所等

受託者は、受託組織内において、業務を行うこととする。

(5) 情報管理

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、以下の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- ② 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- ③ 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面（再委託承認申請書）をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

(6) その他

その他実施に必要な事項については、適宜、本機関と調整を行うこと。

4. 業務体制及び資格要件

- ・ 本業務の目的及び業務場所等の状況を理解した上で、受託者にて最適な体制を構築するものとする。また、体制については別途報告すること。
- ・ 業務を実行するに当たり、専門性、期間と規模を考慮し、受託者は業務を行った経験がある担当者を選任することとし、その場合、以下の要件を満たすものとする。なお、主任者・担当者の業務経歴についても別途報告すること。
- ・ 欧米の電気事業に関する海外機関との人的ネットワークを有すること。
- ・ 文献調査だけでなく、メールやWEB会議による情報収集・交換能力を有すること。

(1) 主任者

主任者は全体のマネジメント業務を担当し、必要に応じ本機関との会議に参加すること。

- ・ 欧米の電気事業に関する調査・分析業務経験を有すること。
- ・ 調査のために必要な語学力を有すること。

(2) 担当者

担当者は本機関との会議に参加するとともに、必要な業務を行うこと。

- ・ 欧米の電気事業に関する調査・分析業務経験を有すること。
- ・ 調査のために必要な語学力を有すること。

5. 業務実施上の注意事項

- ・ 作業遅延等の理由により適切な業務遂行が期待できないと本機関が判断し、体制等に係る改善要求があった場合は、これに従うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に本機関に報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

6. 業務期間（予定）

2025 年 7 月（契約締結後）～2026 年 3 月 6 日（金）までとする。

以 上